

平成26年5月23日

篠山市長 酒井 隆明 様

篠山再生計画推進委員会
委員長 中川 政和

篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について

篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領（以下「要領」という。）第5条に基づき、市長から篠山再生計画推進委員会（以下「本委員会」という。）に対し意見の求めがあった、篠山市立城東グラウンド施設整備事業の意見は下記の通りである。

平成26年5月21日に開催した本委員会において適正、厳格に要領に基づき審議した結果、要領第3条の選定基準(1)「事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと。」、(2)「事業を実施しても計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと。」に照らし判断すると、いずれも適合するものではないと判断する。

なお、本委員会において、その判断に至った理由は次のとおりである。

記

1. 選定基準の(1)「事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと。」について、市民からの要望や市議会での一般質問の内容などから、野球場整備の必要性については否定できないが、緊急性については、長年未実施のままであることなどを考慮すると、結果として緊急性が高いという明確な理由が見いだせない。

また、篠山再生計画実行中において、他の事業に比べ優先性が高い理由に乏しく、まして、必要性、緊急性及び優先性が「極めて高い」という要件に合致しているとは言えない。

以上のことから(1)について適合しているとは判断できない。

2. 選定基準(2)「事業を実施しても計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと。」については、城東グラウンド施設整備事業実施のため、スポーツ振興くじ助成金39,338千円を活用する努力は評価するが、本委員会としては、篠山再生計画（行財政改革編）の進捗状況等にかかる意見・提案において、繰り返し指摘している通り、決して現状の財政状況が好転してきているとは理解しておらず、まだ予断を許さない状況であると考えます。

そのような状況下で、公共施設整備基金67,539千円の取り崩しと、投資的経費として一般財源から12,000千円を使用することは、少なからず収支見通しを悪化させると考えます。

以上のことから(2)についても適合しているとは判断できません。